

札幌で成長を加速

最大10年間 最大全額免除



認定要件

新規雇用3名以上
(発電事業は1名以上)



札幌市内での
設備投資や事務所の設置



計画認定日以後に
市内で事業開始



※課税免除には必ず事前相談が必要です。
※上記のほかにも要件があります。

お問い合わせ

札幌市まちづくり政策局
グリーントランスフォーメーション推進室

✉ gx-project@city.sapporo.jp

制度詳細は
こちら



対象事業

GX事業

北海道の再エネ潜在力を
有効に活用する事業

金融事業

・GX事業に投資を呼び込む資産運用業
・フィンテック事業

対象税目

北海道税 ・法人道民税(法人税割のみ) ・法人事業税 ・道固定資産税 ・不動産取得税

札幌市税 ・法人市民税(法人税割のみ) ・事業所税 ・固定資産税 ・都市計画税



さっぽろ市
02-808-25-2105
R7-2-1427

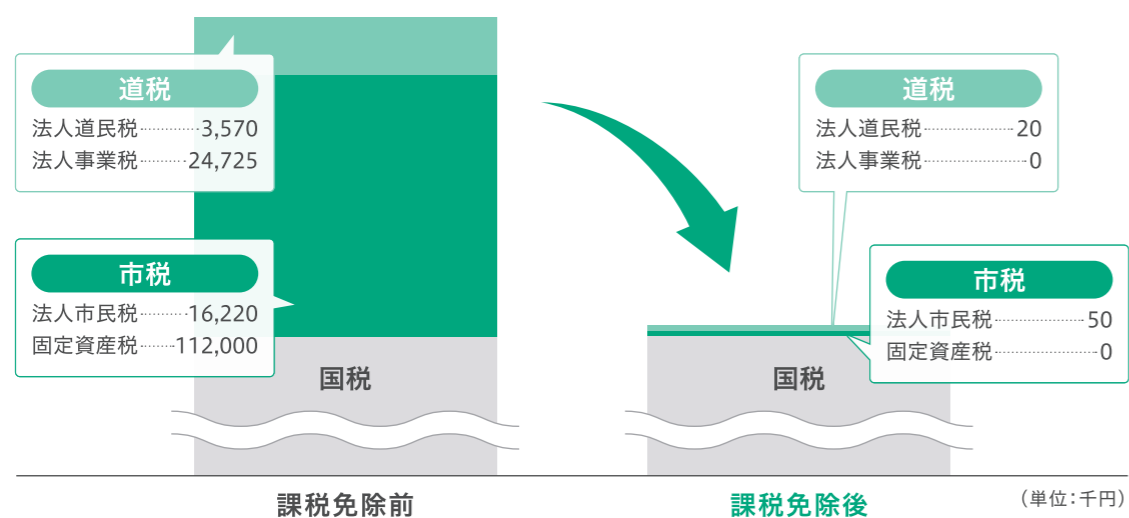




税負担を大幅に軽減!!

事例 1 GX事業

札幌市で新会社を設立し、系統用蓄電事業を実施



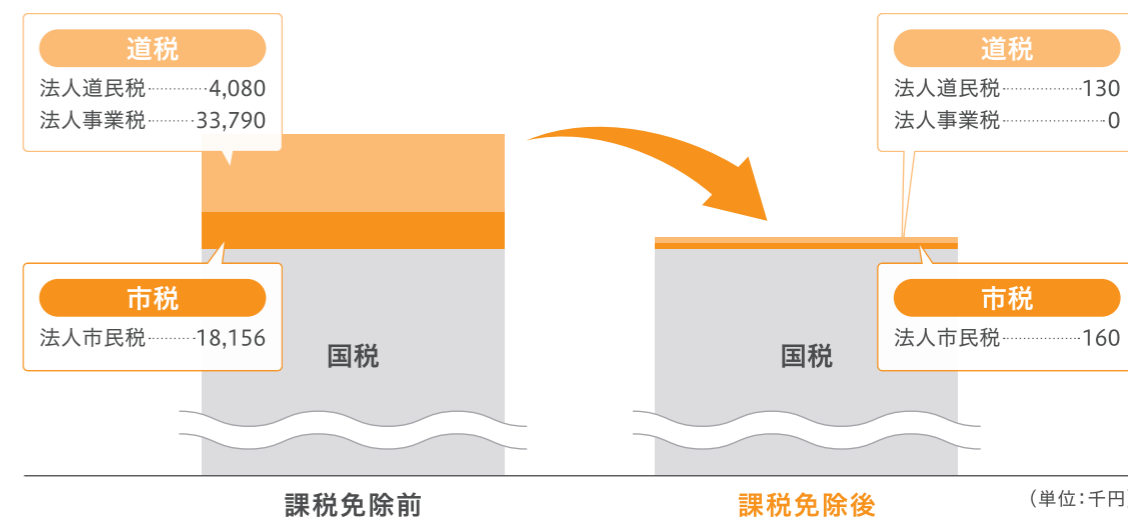
3億8千万円 ▶ 2億2千万円 年間**1億6千万円**の削減!

- 資本金 ▶ 15万円 ■ 従業員数 ▶ 2名 ※全員が認定事業に従事 ■ 事務所床面積 ▶ 50㎡
- 課税標準額(法人税) ▶ 8.5億円 ■ 課税標準額(償却資産取得額) ▶ 80.0億円 ※土地及び家屋は賃貸

※認定事業1年目(最大全額免除)の例
 ※法人税算定に係る損金算入及び本税制以外の税制優遇等は考慮外
 ※賦課される地方税は事業内容によって異なります

事例 2 金融事業

資産運用業を営む企業が
本社を東京から札幌市に移転



3億2千万円 ▶ 2億6千万円 年間**6千万円**の削減!

- 資本金 ▶ 4.5億円 ■ 従業員数 ▶ 39名 ※全員が認定事業に従事 ■ 課税標準額 ▶ 9.8億円
- 移転後の札幌オフィス(賃貸)床面積 ▶ 66㎡

※法人税算定に係る法人事業税等の損金算入及び本税制以外の税制優遇等は考慮外
 ※賦課される地方税は事業内容によって異なります